の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「提出期限の延長の処分」という。）又は同条第２項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による同法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（同条第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の２第11項第２号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（同法第２条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における同法第75条の２第11項第２号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内）

⑵　法人税法第75条の２第５項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該変更の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内

［削る］

［削る］

おいて準用する同法第75条第５項又は同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「提出期限の延長の処分」という。）又は法人税法第75条の２第２項若しくは令和２年旧法人税法第75条の２第２項（これらの規定を法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による法人税法第75条の２第１項各号若しくは令和２年旧法人税法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（法人税法第75条の２第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の２第11項第２号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における法人税法第75条の２第11項第２号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内）

⑵　法人税法第75条の２第５項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（法人税法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

⑶　令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合（同条第３項において準用する法人税法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）又は令和２年旧法人税法第81条の24第２項において準用する令和２年旧法人税法第75条の２第２項の規定による同条第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（令和２年旧法人税法第81条の24第３項において準用する法人税法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑶において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内

⑷　連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が令和２年旧法人税法第81条の24第１項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、令和２年旧法人税法第４条の３第10項又は第11項の規定により令和２年旧法人税法第４条の２の承認があったものとみなされた場合　当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内